

とやま有機農業推進計画

平成 20 年 5 月

富 山 県

目 次

とやま有機農業推進計画の概要	1
○はじめに	
1 計画策定のねらい	3
2 計画期間	3
第1 現状と課題	
1 有機農業の現状	4
2 本県における推進課題	4
第2 推進方針	
1 趣 旨	5
2 目 標	5
第3 推進施策	
1 有機農業の理解促進	6
2 技術の開発と指導の推進	7
3 有機農業者への支援	8
4 地域段階での推進体制への支援	9
第4 推進体制	10
第5 推進状況の把握及び評価の方法	
1 有機農業の取組実態の把握	10
2 評価と施策への反映	10
3 推進計画の見直し	10
(参考資料)	
取組事例	11
用語集	12
環境にやさしい農業の種類	13

「とやま有機農業推進計画」の概要

- 名称 「とやま有機農業推進計画」とする。
- 性格 「とやまエコ農業推進方針」で示す、環境にやさしい農業の先進的取組として、本県における有機農業の普及・定着に向けた推進方向を明らかにするもの。
有機農業の推進に関する法律に基づいて、本県における「有機農業推進計画」として定めるもの。
- 計画期間 国基本方針の目標年、「とやまエコ農業推進方針」の中間目標年に合わせ、平成23年度を目標とした推進計画とする。

概要

【第1 現状と課題】

有機農業（化学肥料や化学農薬を全く利用しない農業）は、環境負荷の軽減、自然循環機能の増進などを実現する取組であり、消費者ニーズもあるものの、取組が少ないのが現状である。

一方、消費者は、有機農産物を「安全・安心」などのイメージで選択しており、環境保全に資する取組との理解が不足している。

有機JAS認証農家は20戸と取り組みは少なく、行政等との連携・協力は不十分であり、技術も安定していない現状にある。このため、生産者や消費者、行政、関係団体の相互理解を図り、有機農業者との連携により、取組を定着させる必要がある。

【第2 推進方針】

1 趣 旨

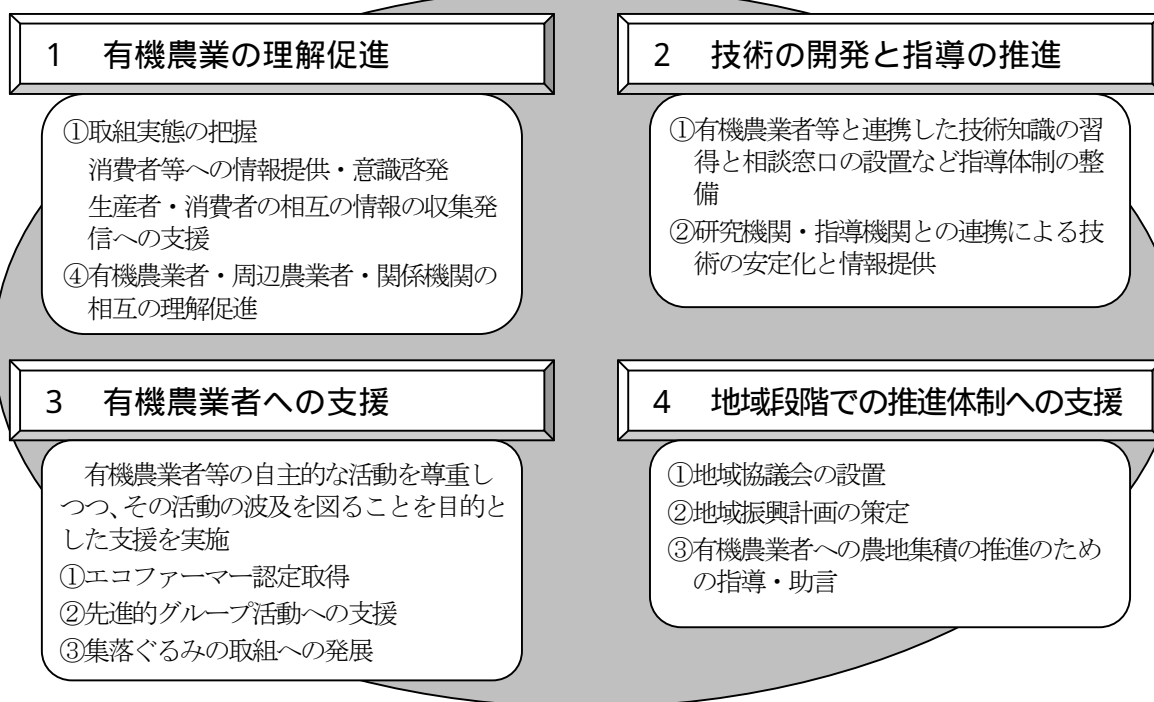
化学肥料・農薬を使用しないことを旨とする有機農業は、病虫害の発生による品質・収量の低下や、労働時間・生産コストの大幅な増加などの課題があるものの、農業生産活動に伴う環境負荷を大幅に低減するなどの「環境にやさしい農業の先進的取組」として位置づけることができる。

このため、農業者の主体的な取組を基本としつつ、農業者が積極的に有機農業に取り組めるよう、有機農業の普及推進を図るための体制の構築に努める。

2 目 標

「とやまエコ農業推進方針」を踏まえ、有機農業を含む環境にやさしい農業の重要性を啓発する運動を積極的に展開し、県内の有機農業の取組を拡大することを目的とする。

【第3 推進施策】



【第4 指導體制】

「富山県環境にやさしい農業推進協議会」を中心としつつ、必要に応じて有機農業者等の意見を反映させる機会を設け、その意見を踏まえた施策の検討を行う。

地域段階においても、有機農業者・関係団体等が一体となった指導體制の整備や、有機農業を中心とした地域振興計画の策定等を推進する。

【第5 推進状況の把握及び評価の方法】

「とやまエコ農業推進方針」同様、調査に基づき、進捗状況を分析・評価

「とやまエコ農業推進方針」との整合性を図り、適宜、見直し

【具体的な数値目標】

	目標
有機農業の指導體制を整備した市町村 (%)	50%
特別栽培・有機農産物生産面積 (ha) (「とやまエコ農業推進方針」に掲げる目標)	1,000ha

とやま有機農業推進計画

〇はじめに

1 計画策定のねらい

農業は、美しい景観や農村環境を形成するといった環境保全上の多様な機能のほか、健康的で豊かな食生活の実現など、多面的な機能を有しており、本県では、「とやまエコ農業推進方針」（平成19年9月26日農食第1690号農林水産部長通知）に基づき、これらの機能を増進する環境にやさしい農業の積極的な展開を図っている。

本推進計画は、「有機農業の推進に関する法律」（平成18年法律第112号）（以下、「推進法」という。）および、推進法に基づいて公表された「有機農業の推進に関する基本的な方針」（平成19年4月27日19生産第823号農林水産省生産局長通知）（以下、「国基本方針」という。）に即して各都道府県が定めるように努めることとされている「有機農業推進計画」として定めるものであり、有機農業を環境にやさしい農業の先進的取組として、本県における普及・定着に向けた推進方向を明らかにする。

2 計画期間

国基本方針、「とやまエコ農業推進方針」との整合性を図り、平成23年度を目標とする。

なお、情勢の変化に的確に対応するため、必要に応じ適宜見直しを行うこととする。

「有機農業の推進に関する法律（有機農業推進法）」とは

平成18年12月15日に公布・施行された法律で、有機農業の推進に関する基本理念を定め、国・地方公共団体（県・市町村）の責務を明らかにし、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、有機農業の発展を図ることを目的としています。

【推進法の基本理念】

有機農業が農業の自然循環機能を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであること

☞このため、農業者が容易にこれに従事することができるようにする

消費者の食料に対する需要が高度化し、かつ、多様化する中で、需要に対応した農産物の供給に資するものであること

☞このため、農業者等が積極的に有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に取り組むことができるようにする

☞また、消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるようにする

有機農業者その他の関係者と消費者との連携の促進を図りながら行うこと

農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、推進すること

第1 現状と課題

1 有機農業の現状

有機農業は、推進法において、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義され、自然が本来有する機能を最大限活用して健全な作物の育成や環境負荷の低減、自然循環機能の増進、生物多様性の保全を実現する取組である。

一方、有機農業は、現状では技術が十分に確立されていないなどの課題を抱え、消費者ニーズはあるものの、有機農産物の格付け数量が国内総生産量の0.16%に留まるなど、有機農業の取組は未だに少ないのが現状である。

また、消費者や実需者の多くは、有機農業により生産される農産物を「安全・安心」「健康によい」とのイメージによって選択しており、環境保全に資する取組としての理解が進んでいない面がある。

2 本県における推進課題

本県における有機農業の取組は、農業者数・面積ともに少ない状況であり、有機農業を志向する農業者が県内各地で分散して取り組んでいるほか、農業者や消費者等の民間団体による活動がみられるものの、自主的な活動としての取組であり、行政や農業団体との連携・協力は必ずしも十分でないのが現状である。

また、個々の農業者によって様々な技術が導入されており、本県の風土や気象条件に適応した安定した技術が確立していない現状にある。

さらに、有機農業は、有機農業以外の農地と隣接して生産される場合、農薬の飛散防止対策や病害虫の発生などに対する地域での調整が課題となっている。

このため、まずは、有機農業の実態を整理し、生産者、消費者、行政、農業団体等における相互理解を図ることが重要と考えられる。

また、有機農業者等の自主的な取組の促進を基本としつつ、有機農業者等との連携による技術指導體制の整備や、現地での技術実証等による技術の安定化を図り、有機農業の取組を定着する必要がある。

【富山県の有機農業の取組状況】

	現状
有機JAS認定農家数	20戸

農林水産省調べ(H19.3.31現在)

第2 推進方針

1 趣 旨

化学肥料・農薬を使用しないことを基本とする有機農業は、技術体系が十分に確立していないために病害虫等による品質・収量の低下が起りやすいことや、労働時間・生産コストの大幅な増加を伴うなどの課題があるものの、環境問題に対する社会的な関心や、消費者の食料に対する安全指向の高まりから、農業生産活動に伴う環境負荷を大幅に低減し、農業の持つ自然循環機能を増進するとともに、消費者ニーズに応じた安心できる農産物を供給する「環境にやさしい農業の先進的取組」として位置づけることができる。

このため、農業者の主体的な取組を基本としつつ、技術体系の確立や普及指導体制の整備、消費者の理解の促進等、農業者が積極的に有機農業に取り組めるよう、有機農業の普及推進を図る体制の構築に努める。

2 目 標

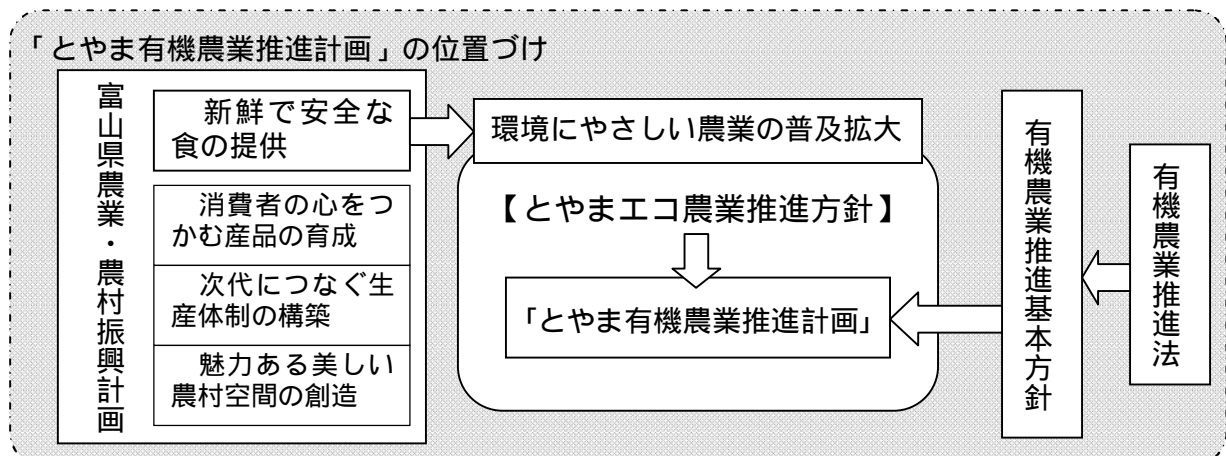
有機農業の推進に当たっては、環境にやさしい農業の推進方針である「とやまエコ農業推進方針」との整合性を図り、「土・水・人 未来につなぐ富山の農業」をスローガンとして、有機農業を含む環境にやさしい農業の重要性を啓発する運動を積極的に展開し、県内の有機農業の取組を拡大する。

このため、農業者・消費者に対する有機農業への理解の促進を図ることを中心とし、安定的に有機農業に取り組める技術の開発・指導の推進、エコファーマー制度等を活用した有機農業者への支援等に努めるものとする。

また、これらの取り組みを地域段階で積極的に推進する体制を構築する。

【具体的な数値目標】

	目 標
有機農業の推進体制を整備した市町村 (%)	50%
特別栽培・有機農産物生産面積 (ha) (「とやまエコ農業推進方針」に掲げる目標)	1,000ha



第3 推進施策

1 有機農業の理解促進

有機農業の普及には、生産者、消費者、行政、農業団体等の理解と協力を得ながら推進することが重要である。

このため、市町村・関係団体を通じ、可能な限り取組実態の把握に努めるとともに、広く消費者を含む県民に対しては、地域全体の環境保全や有機農業の有する自然循環機能、生物多様性の保全などの様々な機能についての知識や「有機農産物の日本農林規格（有機JAS）」による有機農産物の表示制度について、県のホームページなどのインターネット情報により提供するほか、各種イベント、農業体験・農村交流等による啓発活動を積極的に実施する。

また、有機農業で生産された農産物の流通・販売等に関する情報の収集・発信により、有機農業者と実需者等との連携の促進に努める。

さらに、有機農業に取り組む地域では、有機農業者と有機農業以外の農業者において、志向する農業生産方式が異なるため、農業者相互の理解促進が必要なことから、有機農業を志向する農業者は、関係機関と協力し、周辺の農業者への積極的な連絡調整を行い、農薬の飛散防止対策や病虫害の被害防止対策などに努める。

「有機農産物の日本農林規格(有機JAS)」

有機農産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的としており、農林水産大臣から許可を受けた登録認定機関（第三者認証機関）が、生産者や生産方法を認定する制度で、認定を受けた農産物にのみ「有機農産物」等の表示が出来る。

【「有機農業推進法」と「有機JAS規格」との違い】

推進法では、有機農業を、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない、遺伝子組換え技術を利用しない、ことを基本とした「農法」であることを規定しました。

一方、有機JAS規格は、有機農業で生産された農産物を販売する際の「表示方法」を定めたもので、推進法における「有機農業」の農法に加え、

たい肥等による土作りをしたほ場において生産すること、
（土づくりの条件）

有機農業による栽培を、種まきや植付けの前2年以上行うこと、
（取組期間の条件）

周辺圃場からの使用禁止資材の飛来・流入の防止措置を講じていること、
（緩衝地帯の条件）

収穫後も薬物等による汚染や、通常の農作物が混入しないこと、
（収穫後の取扱いの条件）

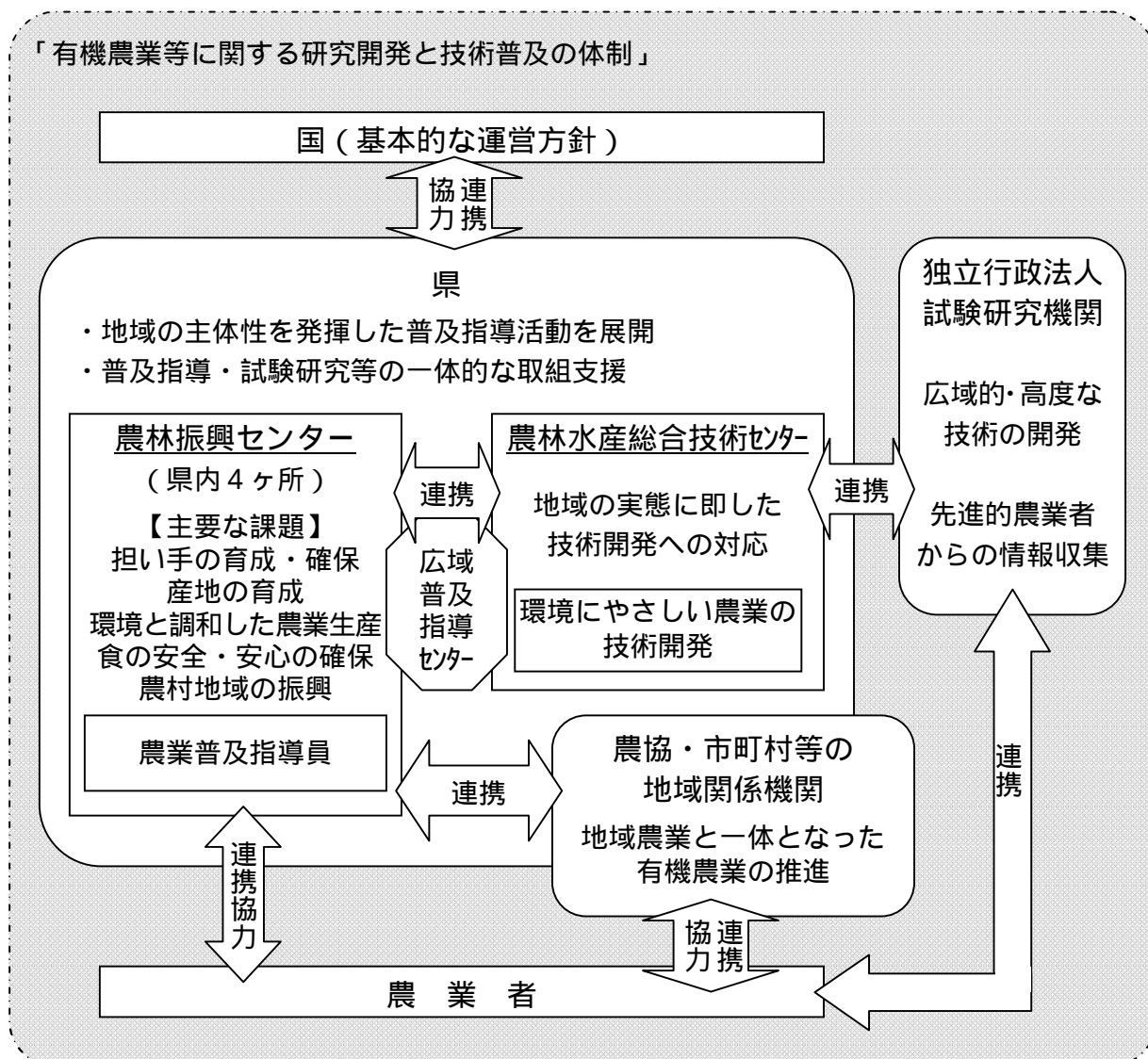
等の条件を満たす必要があります。

2 技術の開発と指導の推進

現在、有機農業は、概して点的に取り組み、個々の農業者によって様々な技術が個別に実施されており、安定した技術体系は確立していない状況にある。

このため、先進的な有機農業者等の協力を得て、地域の農業協同組合や市町村等からなる農業技術者協議会における有機農業に関する知識の習得を促進し、新規に有機農業に取り組む農業者への情報提供を行うほか、有機農業者等のニーズを的確に把握するための相談窓口を設置するなど、有機農業者等と連携した普及指導体制を整備する。

また、国や県などの研究機関等とも連携し、有機農業者や民間の団体等において開発された技術を適切に組み合わせた技術体系の構築を目指すとともに、先進的な有機農業者との連携を強化し、気象条件、立地条件等地域の実情に応じた技術へ発展させるための現地実証などにより、技術の安定化を図るとともに、これらの研究成果に関する情報の提供・普及に努める。



3 有機農業者への支援

有機農業の取組を普及・定着させるためには、有機農業を実践する農業者やその他の関係者の自主的な活動を尊重しつつ、有機農業の技術導入を促進し、地域へ波及を図ることが必要である。

このため、有機農業者や有機農業を目指す農業者等に対し、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（平成11年法律第110号）に基づいた、エコファーマー認定を積極的に働きかけ、認定に伴う技術指導・助言に努める。

また、先進的な有機農業生産グループに対し、その活動の波及を図ることを目的として、技術実証、エコ農産物の販売促進、消費者・流通業者等との交流、有機農業のPR活動等に必要な支援を行う。

さらに、これらの取組の波及により、地域でまとまりをもった有機農業の取組へと誘導し、農地・水・環境保全向上対策（営農活動支援）を活用した集落ぐるみでの先進的な取組に対し、国、市町村と連携して支援を行う。

なお、推進法で規定されている有機農業において生産された農産物については、「有機農産物の日本農林規格」や「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」による表示を行うことにより、消費者への適切な情報の提供を行うことが望ましいことから、これらの制度について、有機農業者へ周知や活用方法の指導・支援に努める。

農地・水・環境保全向上対策（営農活動支援）の概要 （平成19～23年度）

環境にやさしい農業への支援策として、平成19年度から導入。

対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみによる農地・農業用水・農村環境を保全する「共同活動支援」の実施地域であって、かつ、地域がまとまって環境にやさしい農業に取り組む集落 																		
対象活動と支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・活動組織内の農業者が協定に基づき、次の 及び を合わせて取り組む場合に支援。 営農基礎活動支援：集落の8割以上の農業者が、環境負荷低減に向けた取組を実施した場合、集落（活動組織）に、活動費を支援。 [支援単価：1組織200千円（国1/2、県1/4、市町村1/4）] <li style="text-align: center;">+ 先進的営農支援：集落にいるエコファーマーが、相当程度のまとまりを持って、化学肥料・農薬を大幅に低減して栽培を行った場合、その栽培面積に応じて支援。 [支援単価（10a当たり） 負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>水稲</td> <td>6,000円</td> <td>葉茎菜類</td> <td>10,000円</td> <td>果樹</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>麦・豆類</td> <td>3,000円</td> <td>果菜類</td> <td>18,000円</td> <td>花き</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>いも・根菜類</td> <td>6,000円</td> <td colspan="4">（うち施設トマトなど 40,000円）</td> </tr> </table>	水稲	6,000円	葉茎菜類	10,000円	果樹	12,000円	麦・豆類	3,000円	果菜類	18,000円	花き	10,000円	いも・根菜類	6,000円	（うち施設トマトなど 40,000円）			
水稲	6,000円	葉茎菜類	10,000円	果樹	12,000円														
麦・豆類	3,000円	果菜類	18,000円	花き	10,000円														
いも・根菜類	6,000円	（うち施設トマトなど 40,000円）																	

4 地域段階での推進体制への支援

地域の実情に応じ、有機農業者やその他の関係者・消費者・関係団体等からなる推進協議会の設置や、有機農業を中心とした地域振興計画を策定するよう働きかけ、国直接採択事業の積極的な活用促進により、推進活動への支援を行う。

また、市町村や協議会を中心とし、有機農業者への農地の適切な利用調整による有機農業ほ場の団地化等を推進するほか、必要な情報の提供や指導・助言を行い、有機農業が普及・定着するよう努める。

「有機農業総合支援対策（国直接採択事業）」

全国における有機農業の振興の核となるモデルタウンを育成することを目的として、平成20年度から導入された国の直接採択事業。

【事業の目的】

地域が掲げる、有機農業を行なう農業者の育成・確保、有機農業により生産される農産物の生産、流通及び販売の拡大・定着、有機農業に対する消費者等の理解と関心の増進等の目標の実現に向けて、有機農業の参入希望者に対する指導・助言、地域の立地条件に適応した生産技術を確立するための実証ほの設置、有機農業により生産される農産物の流通・販売の促進及び有機農業者と消費者の交流等に一体的に取り組むことにより、全国における有機農業の振興のモデルを育成するもの。

【取組内容】

- 有機農業の参入希望者に対する指導・助言
- 地域の立地条件に適応した有機農業の技術を確立するための実証ほの設置
- 有機農業により生産される農産物の流通・販売の促進活動
- 消費者等に対する普及啓発、有機農業者と消費者等の交流活動
- その他この事業の目的を達成するために必要な取組

【事業主体】

地域における有機農業の振興を目的として、有機農業を行う農業者又は当該農業者の組織する団体、地方公共団体その他の関係機関・団体（国を除く）の関係者により組織される協議会。

【補助金の額及び補助率】

補助金の額	補助率
原則として4,046千円以内 ただし、申請内容により特に必要と認められる場合には、この限りではない。	定額

第4 推進体制

有機農業を環境にやさしい農業の先進的取組として位置づけ、富山県環境にやさしい農業推進協議会を中心としつつ、有機農業者等をはじめ、関係機関・団体が一体となり推進する。

具体的には、情報収集・提供や啓発活動などを実施するとともに、必要に応じて有機農業者等の参画や意見を聴取する機会を設け、その意見を踏まえた施策の検討を行う。

地域段階においても、有機農業者・関係団体等が一体となった推進体制の整備や、有機農業を中心とした地域振興計画の策定等を推進する。

第5 推進状況の把握及び評価の方法

1 有機農業の取組実態の把握

有機農業の取組実態や本推進計画の進捗状況の確認を行うため、毎年度、市町村・関係団体を通じて、可能な限り取組実態の把握に努めるとともに、推進施策への反映を行う。

2 評価と施策への反映

本推進計画に基づく有機農業推進の進捗状況については、毎年度、富山県環境にやさしい農業推進協議会において分析・評価するとともに、進捗状況に応じた施策等の検討を行う。

3 推進計画の見直し

本推進計画は、情勢の変化に対応し、適宜、見直し等の必要な措置を行うものとする。

(参考資料)

取組事例

第13回全国環境保全型農業推進コンクール農林水産大臣賞受賞者の概要より

名称 (所在地) 取組作物	取組概要
伸萌ふゆみずたんぼ生産組合 (宮城県 大崎市) ・ 水稲	<ol style="list-style-type: none">1. 収穫後の水田を渡り鳥の休息地として活用するための、不耕起栽培・化学合成農薬・化学肥料不使用を組み合わせた水稲栽培技術の取り組み。環境と農業の共生の実践。2. 冬期間耕起せずに湛水することにより、①雑草の抑草効果、②水鳥の糞による施肥効果、③温室効果ガス抑制効果、④有機栽培技術の体系確立等の効果が出ている。3. 産学官連携した環境保全型農業開発の取り組み東北大学や県農業試験場、地元NPOとの連携により、農業者参加型の各種調査事業・試験実験事業に積極的に取り組み成果をあげる。4. 収穫後の水田の稲わらを残し、堆肥散布後に湛水することで、わらや稲の切り株を分解させ、養分として供給するほか、元肥として魚粕を主成分とする100%有機質の肥料を湛水後期に散布することで、有機JAS米420kg/10aの収量をあげている。5. ふゆみずたんぼ米の地域給食センターへの供給、田んぼの生き物調査等を実施している。
さんぶ野菜ネットワーク (千葉県 山武市) ・ にんじん、 レタス等 園芸 107 品目	<ol style="list-style-type: none">1. 昭和63年から、無化学肥料・無農薬栽培を実施。有機JAS認証面積は平成19年に38haに達する。 平成17年に農事組合法人設立。2. 経営・技術上の工夫<ol style="list-style-type: none">①土壌分析による適正施肥、無消毒種子の購入、IPMの積極的取入れ②有機肥料の委託開発による資材の統一、廃プラの回収等への努力③有機農産物の安定生産・販路拡大による経営の安定化 加工部門への取り組み (にんじんジュース)④周辺農家とのドリフト防止策の策定 相互理解の促進3. 畜産農家との連携<ol style="list-style-type: none">①畜産農家の家畜糞尿と構成員の稲わら・籾殻を活用した堆肥生産②緑肥作物 (マリーゴールド等) の活用による、地力の維持向上4. 周辺への影響・普及力<ol style="list-style-type: none">①消費者との顔の見える関係の構築 消費者との交流・食育の実施②稲作体験ツアーの実施、がん患者療養施設との交流に加えて、遊休農地解消に取り組む③生協での店頭販売、産地見学ツアーの受け入れ、各種懇談会で有機農業の普及拡大をはかる

用語集

○有機農業

- ・有機農業の推進に関する法律において、「①化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、②遺伝子組換え技術を利用しないこと、を基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義された。

○有機農産物（別掲参照）

- ・有機農産物の日本農林規格（有機JAS）において、登録認定機関（第三者認証機関）が、生産者や生産方法を認定する制度で、認定を受けた農産物にのみ「有機農産物」等の表示が出来ることとされている。

○特別栽培農産物

- ・「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」により、化学合成農薬（節減対象農薬）・化学肥料（窒素成分）を、ともに地域の慣行より5割以上削減するなど、一定の要件を満たして生産された農産物を「特別栽培農産物」として表示が出来ることとされている。

		化学合成農薬(節減対象農薬)		
		不使用	5割以上削減	慣行
化学肥料	不使用	有機農業	特別栽培農産物	適用外
	5割以上削減			適用外
	慣行	適用外	適用外	適用外

○エコファーマー

- ・「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、土づくりと化学肥料・農薬の削減など、環境にやさしい農業に取り組む農業者を都道府県知事が認定する制度。



○農地・水・環境保全向上対策（別掲参照）

- ・平成19年度から導入された「経営所得安定対策等大綱」の対策で、地域ぐるみによる農地・農業用水・農村環境を保全する「共同活動支援」の実施地域において、まとまって環境にやさしい農業に取り組む集落へ、国・県・市町村が共同で支援を行うもの。

環境にやさしい農業

エコファーマー (持続農業法)

・たい肥等を活用した土づくり
・化学肥料・農薬の使用の低減
を一体的に行う環境にやさしい農業
に取り組む農業者を認定し、支援するもの

化学合成農薬・肥料の低減

20%~30%以上削減
(各作物ごとに、都道府県が指針を作成)

特別栽培農産物 (特別栽培農産物ガイドライン)

農産物が生産された地域の慣行レベルに比べて、

- ・化学合成農薬の使用回数
- ・化学肥料の窒素成分量がともに50%以下で栽培された農産物。

化学合成農薬・肥料の低減

50%以上削減

有機農業 (有機農業推進法)

化学合成農薬・化学肥料を使用しないで栽培

化学合成農薬・肥料の不使用
使用しない

有機農産物 (JAS法)

化学合成農薬・化学肥料を使用しないで栽培

- ・土づくりの条件
- ・2年以上の取組
- ・周辺農地との緩衝地帯
- ・収穫後の取扱い

取組の困難さ